

令和6年度秩父市障がい者優先調達推進方針

令和6年5月30日策定

1 策定趣旨

平成25年4月1日に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されたことに伴い、市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者優先調達推進法第9条に基づき令和6年度秩父市障がい者優先調達推進方針を策定し、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 障がい者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り市内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。
- (5) 物品等の調達のほか、障がい者就労施設等の市庁舎内での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。

6 調達の実施

- (1) 調達方針を担当する課は、障がい者就労施設等からの提供可能な物品購入及び役務提供等についての情報を収集し、各課（所）が調達を円滑に進めることができるよう、必要な情報を提供する。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、秩父市契約規則（平成17年規則第57号）第38条に定める額を超えない場合については、障がい者就労施設等と隨時契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により契約を締結する。

7 調達の目標

令和6年度の調達の目標を、次のとおり設定する。

優先調達の目標額 11,000千円以上

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要をまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 当該調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉部障がい者福祉課とする。ただし、調達に際しての担当窓口は、調達を希望する担当課（所）とする。